

三豊市教育委員会告示第10号

三豊市登録クラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市（以下「市」という。）の区域内に住所を有する生徒（以下「生徒」という。）が、三豊市放課後プラットフォームに登録されたクラブ（以下「登録クラブ」という。）で活動するに当たり、保護者の経済的負担を軽減するため、予算の範囲内で三豊市登録クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、三豊市補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年三豊市規則第52号）に定めるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、生徒の保護者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 補助金の申請時に市の区域内に住所を有していること。
- (2) 当該生徒が登録クラブが提供する活動に参加していること。
- (3) 補助金の交付を申請する日の属する年度内において、三豊市就学援助費支給要綱（平成18年三豊市教育委員会告示第4号）又は三豊市観音寺市就学援助費支給要綱（平成18年告示第2号）（以下「就学援助」という。）の規定による就学援助費を受給していること。

(補助金の対象経費等)

第3条 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表のとおりとする。この場合において、前条第3号の就学援助の認定を受けている期間において支払った経費に限る。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三豊市登録クラブ活動支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 就学援助を受けていることが確認できる書類
- (2) 登録クラブへの参加に係る費用を支払ったことが確認できる書類又は領収書

2 前項の規定にかかわらず、三豊市教育委員会は、同項第1号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、その確認について同意を得た上で、当該書類の添付を省略させることができる。

3 前2項の規定による申請は、当該年度における補助対象経費の合計額が補助限度額を超えた翌月の末日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書を受理した場合で、速やかにその内容を審査し、補助金の交付決定をしたときは、三豊市登録クラブ活動支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不適当と認める行為があったとき。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 補助金額は、令和7年10月1日以降に支払った補助対象経費から適用する。

3 第3条及び別表の規定にかかわらず、補助限度額は、令和7年度に限り、6,000円とする。

別表（第3条関係）

補助対象経費	補助の金額（生徒1人当たり）
登録クラブの入会費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は補助限度額(1万2千円)のいずれか少ない額
登録クラブの年会費	
登録クラブの月会費	
登録クラブの活動における傷害保険の加入に係る費用	

備考 補助金額に小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。